

2008年2月1日
郵便事業株式会社

当社子会社による日本郵便遞送株式会社株式に対する公開買付けの開始について

郵便事業株式会社（以下「当社」といいます。）の子会社である日本郵便輸送準備株式会社（以下「準備会社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成20年2月1日開催の同社取締役会において、日本郵便遞送株式会社（以下「対象者」といいます。）の株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

準備会社は、この度、対象者の発行済株式の全て（ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）の取得を目的とした本公開買付けを実施致します。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

当社は、長期安定的に高品質かつ効率的な物流サービスの提供体制を構築するため、臨機かつ自在のコントロールが担保される運送基盤として自ら運送業務を行う形態への移行を志向し、これまで郵便物運送業務を行ってきた会社のうち主要な対象者を含む14社を子会社化することによる執行形態を採用することとしました。

対象者は、この郵便物運送業務の大宗を担う会社であり、また、これまでの長きに亘る全国の郵便物運送業務を通じて蓄積された同社のノウハウ及び運送業務インフラは、日本郵便グループの運送業務の強化に不可欠なものと考えます。

(3) 本公開買付け後の見通し

準備会社及び当社は、平成20年3月末までに、上記(2)に記載のとおり、子会社化の候補先とした対象者を含む14社を直接又は間接的に子会社化し、同年4月からは、対象者を含む14社を当社の運送ネットワークにおける基幹エリアの実運送及び全国の配車コントロールを担う運送子会社として位置付け、運送業務を執行する予定です。

また、準備会社及び当社は、本公開買付けにより対象者の発行済株式の全てが取得できなかった場合でも、業務効率の一層の追求とガバナンス強化の観点から、上記14社を直接又は間接的に子会社化した後、平成21年3月末を目途に、当該14社の発行済株式の全てを取得し、1社へと統合することを計画しています。

2 買付け等の概要

(1) 公開買付者の概要

- | | |
|-------------|--|
| ① 商号 | 日本郵便輸送準備株式会社 |
| ② 事業内容 | 郵便事業株式会社からの委託を受けて行う貨物運送事業の準備に伴う事業
貨物運送事業を営む会社の株式の取得及び保有 |
| ③ 設立年月日 | 平成 19 年 11 月 30 日 |
| ④ 本店所在地 | 東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 3 号 |
| ⑤ 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 伊東 敏朗 |
| ⑥ 資本金 | 750 百万円 |
| ⑦ 大株主及び持株比率 | 郵便事業株式会社 100.00% |

(2) 対象者の概要

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| ① 商号 | 日本郵便遞送株式会社 |
| ② 事業内容 | 貨物自動車運送事業 |
| ③ 設立年月日 | 昭和 17 年 11 月 28 日 |
| ④ 本店所在地 | 東京都港区西新橋一丁目 16 番 2 号 |
| ⑤ 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 山崎 勝英 |
| ⑥ 資本金 | 715 百万円 |
| ⑦ 大株主及び持株比率 | 日本郵政公社共済組合（現 日本郵政共済組合）
36.51% |

(3) 買付け等の期間

平成 20 年 2 月 4 日（月曜日）から平成 20 年 3 月 17 日（月曜日）まで（30 営業日）

(4) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき金 1,940 円

(5) 買付け等の価格の算定根拠等

修正純資産価格法を算定手法の基礎とし、対象者の 1 株当たりの株式価値を 2,818 円と算出した上で、対象者の収益性、資産の処分可能性及び本公開買付けの成立の可能性等を総合的に勘案し、最終的に、本公開買付けにおける買付価格を 1 株当たり 1,940 円と決定しました。

(6) 買付予定の株券等の数

9,484,000 株（最大 14,225,848 株）

(7) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における株券等所有割合	—%
買付け等後における株券等所有割合	66.67%

(8) 買付代金

約 184 億円（最大約 276 億円）

- (9) 公開買付開始公告日 平成 20 年 2 月 4 日（月曜日）
※電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。
（電子公告アドレス <https://info.edinet.go.jp/EdiHtml/main.htm>）

- (10) 公開買付代理人 三菱UFJ証券株式会社

3 その他

- (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者は、平成 20 年 2 月 1 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同することを決議しております。

- (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

当社において、貨物自動車運送事業、石油販売業及び自動車分解整備事業を行う対象者の株式の多数を公開買付者が取得するにあたり、郵便事業株式会社法第 3 条第 3 項に基づき総務大臣の認可を取得する必要があります。公開買付期間が終了するまでに認可を取得することができなかった場合には、公開買付者は本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、当社は平成 20 年 1 月 28 日付で、総務省に対し、当該認可の申請を行っております。

なお、詳細につきましては、上記 2 (9)に記載の電子公告アドレスより当該電子公告及び公開買付届出書をご覧ください。

以 上

本プレスリリースは、公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付け等の勧誘を目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際は、必ず準備会社が作成する公開買付説明書をご覧ください。株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が当該公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。国又は地域によっては、本プレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合にはそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、仮に本プレスリリースが受領されても、本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。